

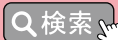
地域の福祉

2023 6月号

発行・編集 社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会

〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 雲南市三刀屋健康福祉センター内
☎0854-45-9888 FAX0854-45-2211 ✉unnan-shakyo@unnanshakyo.jp

雲南市社会福祉協議会



令和5年度 第2次募集

地域共生社会創造助成金について

募集期間：令和5年6月30日まで

この助成金は、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくり、日常の支え合い活動などの、新たな立ち上げや拡充を支援することで、地域からの孤立を防ぎ、人と人、人と社会がつながり支え合う島根^{まち}づくりを目指すことを目的としています。

1. 助成金対象団体について

・以下の全ての要件を満たす団体とします。

- ① 営利目的でないこと
- ② 活動の担い手、及び活動の対象者が共に地域住民であり、互に対等な立場で団体を構成する等、住民相互の「たすけあい」を基調とする団体であること。
- ③ 活動の担い手に、65歳以上の地域住民が概ね3割以上含まれていること。

2. 助成対象活動について

・住民団体等が市町村社会福祉協議会の支援を受け、新たに立ち上げる又は拡充する、次の①～④のいずれかに該当し、助成金交付後概ね5年間は継続が見込まれる活動とします。

- ① 日常の暮らしの中での支え合いに関する活動
例 地域互助組織による困りごと支援 など
- ② 居場所をはじめとする多様な場づくりに関する活動
例 子ども食堂等の地域食堂の運営、地域サロンや世代間交流の拠点の運営 など
- ③ 身近な地域での見守り等に関する活動
例 障がいがある方や引きこもりの方等に地域の活動への参加を促す取り組み、独居世帯等に対する配食活動 など
- ④ その他、助成対象活動として島根県社会福祉協議会会長が認めた活動。

3. 助成限度額について

助成金の限度額は100万円とし、前項の活動の立ち上げ又は拡充に必要な経費を助成対象とします。

4. 問い合わせ先

島根県社会福祉協議会地域福祉部地域福祉係 ☎0852-32-5997

交付要綱や申請書類のダウンロードはこちらから…

地域共生社会創造助成金



気付きを笑顔に！

善意の窓口

(四月三十日受付分まで)

香典返しや見舞返しに代えて、また、一般寄附として皆様方から多額のご寄附をいただきました。厚く御礼を申し上げます。お寄せいただいた寄附金は雲南市の社会福祉向上のため、有効に活用させていただきます。(順不同)

香典返しに代えて

- 大東町下阿用 榎原 里美様
- 大東町上佐世 細木 保治様 (故三原武男様)
- 大東町大東 村上 昭雄様
- 大東町上久野 景山 昭治様
- 大東町大ケ谷 上代 稔様 (故岡田 誠様)
- 大東町上久野 福山登志子様
- 大東町須賀 佐々木正人様
- 大東町大東 狩野 博子様
- 加茂町神原 山田 高広様
- 加茂町岩倉 金子 初子様 (故錦織清信様)
- 大田市久手町刺鹿 高橋 文子様 (加茂町宇治故原 晴夫様)
- 仁多郡奥出雲町鴨倉 吉川 繁子様 (加茂町神原故法正敏夫様)
- 木次町木次 難波 俊夫様
- 木次町西日登 小山 君代様

一般寄附

本法人は雲南市長より税額控除対象法人の証明書の交付を受けております。このことにより、個人の方が法人へ寄附された場合には税額控除制度の対象となります。

- 三刀屋町中野 多賀 静香様

- 木次町寺領 井上 陽司様
- 木次町宇谷 藤原 傳様
- 木次町木次 妻戸 良雄様
- 木次町里方 藤原 孝様
- 木次町宇谷 松島 博様
- 三刀屋町古城 伊藤 弘義様
- 三刀屋町中野 木次 元市様
- 三刀屋町三刀屋 多賀 静香様
- 三刀屋町乙加宮 高尾 牧人様
- 三刀屋町給下 奥井 政雄様
- 松江市八雲町熊野 杉原 由佳様
- 岩田 和雄様 (吉田町吉田故岩田エキ子様)



お気軽にご相談ください

事前の予約・相談が必要です

「くらしの相談」相談日のお知らせ

弁護士 相談

6月8日(木)
7月13日(木)

司法書士 相談

6月23日(金)
7月28日(金)

時間

弁護士相談 13:30~15:30 (1人につき30分)
司法書士相談 13:30~16:30 (1人につき60分)

場所

雲南市社会福祉協議会本所 (雲南市三刀屋健康福祉センター内)
※予定は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※相談料は無料です。

予約・お問合せ先

雲南市社会福祉協議会 (☎0854-45-3933) まで

義援金の受付について

義援金の名称・受付期間

■義援金名 令和5年5月能登地方地震災害義援金
■受付期間 令和5年9月29日(金)まで

■義援金名 ウクライナ人道危機救援金
■受付期間 令和6年3月31日(日)まで

義援金の受付方法

1. 銀行振込み

2. 現金

■銀行名：山陰合同銀行 県庁支店 ■口座番号：(普) 2053483
■口座名義：日本赤十字社島根県支部 支部長 丸山 達也
■受付場所：日赤雲南市地区事務局 (雲南市社会福祉協議会本所・各支所内)
※日赤雲南市地区事務局で領収証の発行を行います。

※送金には、山陰合同銀行本店・県内各支店、日赤雲南市地区事務局 (雲南市社会福祉協議会本所・各支所内) に備え付けの義援金専用の振込用紙をご使用下さい。(受付期間内は振込手数料無料)

※振込用紙の義援金名欄には必ず「義援金名」をご記入下さい。なお、受領証の発行を希望される場合は、その旨を『備考』欄にご記入下さい。

お問合せ先 雲南市社会福祉協議会 (日赤島根県支部雲南市地区事務局) ☎0854-45-9888